附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務は、改正後の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（次項において「新令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この政令の施行の日から官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行の日（令和七年四月一日）の前日までの間における新令第五条第一項第三号イ（新令第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号イ中「を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合」とあるのは、「と併せて、独立行政法人国立印刷局が、次条各号に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く場合」とする。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十九号

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令及び道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削る。

一　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の六第一項

二　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第四十号中「の在職期間」の下に「及び国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）附則第十八条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立健康危機管理研究機構の職員としての在職期間」を加え、同条に次の一号を加える。

五十一　国立健康危機管理研究機構法附則第八条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立健康危機管理研究機構の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百九十七　国立健康危機管理研究機構（国立健康危機管理研究機構法附則第十六条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人国立国際医療研究センターを含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

百四十四　国立健康危機管理研究機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十二　国立健康危機管理研究機構

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第四条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「日本私立学校振興・共済事業団」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第五条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

（首都圏整備法施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「規定する国立大学法人」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

一　首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第十三条第三号

二　近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第三号へ

三　中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第五条第六号

四　地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第一条

（中小企業等協同組合法施行令等の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「大学共同利用機関法人」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

一　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十四条第一項第四号

二　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第八条第一項第五号

三　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条第四号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十四　国立健康危機管理研究機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十八　国立健康危機管理研究機構

（特許法施行令の一部改正）

第九条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　国立健康危機管理研究機構

（放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十条　放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。